

議案第 15 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院における放射線科の診断及び治療の専門分野をそれぞれ診療科目として明示するため改正する。

[内 容]

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。(第4条関係)

改 正 後	改 正 前
放射線診断科 放射線治療科	放射線科

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日